

富里市企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、市の市街化調整区域における土地利用の適正化及び地域の活性化を図るため、企業の立地の促進に必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって市勢の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 誘致地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定による市の都市計画に関する基本的な方針その他同法に関連する土地利用計画に即した地域として規則で定めるものをいう。
- (2) 対象施設 居住の用に供する目的以外の施設のうち、規則で定める施設であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたものをいう。
- (3) 新設 誘致地域において、市内に事業所等を有しない者が新たに対象施設を設置すること又は市内に事業所等を有する者が当該事業と異なる業種の対象施設を独立して設置することをいう。
- (4) 増設 誘致地域において、事業所等を有する者が事業規模を拡大する目的で当該事業所等と同一業種の対象施設を設置し、又は当該事業所敷地内若しくはこれに隣接して対象施設を拡充することをいう。
- (5) 移転 市内に事業所等を有する者が誘致地域に既存事業所等の全部を移転することをいう。
- (6) 事業者 誘致地域において、対象施設を新設し、増設し又は移転して事業を行う法人をいう。
- (7) 本社事業所 設立の登記において、本店として登記され、当該企業の管理支配に関する業務が行われる施設をいう。
- (8) 投下固定資産額 事業者が対象施設の新設、増設又は移転に要した費用のうち地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地（事業開始日前3年以内に取得した土地に限る。）、家屋及び償却資産の取得に係る合計額をいう。
- (9) 常用雇用者 対象施設において雇用される雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。
- (10) 正規雇用者 常用雇用者のうち、期間を定めない労働契約を締結し、雇

用される者（短期間労働者（短期間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者をいう。）を除く。）をいう。

（奨励措置）

第3条 市長は、第6条の規定により指定を受けた事業者に対し、次に掲げる奨励金を予算の範囲内で交付することができる。

- (1) 企業立地奨励金
- (2) 雇用促進奨励金

（企業立地奨励金）

第4条 企業立地奨励金は、対象施設の固定資産税収納額相当額を限度とし交付することができる。

2 企業立地奨励金の交付対象期間は、対象施設が操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）の翌年の4月1日から起算して2年間とする。ただし、本社事業所については操業開始日の翌年の4月1日から起算して3年間とする。

3 企業立地奨励金は、対象施設に係る当該年度の固定資産税を完納した後に交付するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、事業者が本市における税、使用料及び手数料その他の公課（以下「市税等」という。）を完納していないときは、企業立地奨励金を交付しない。

（雇用促進奨励金）

第5条 雇用促進奨励金は、対象施設の操業開始に伴い、新たに5名以上の市内在住者を正規雇用者として操業開始日前3か月以内に雇用し、その者を引き続き操業開始日から1年以上雇用している場合に、1人につき10万円を交付することができる。

2 雇用促進奨励金の交付対象期間は、操業開始日から1年を経過した日とする。

3 雇用促進奨励金は、対象施設に係る当該年度の市税等の完納後に交付する。

4 前項の市税等を完納していないときは、奨励金は交付しない。

（事業者の指定等）

第6条 前2条に規定する奨励金の交付を受けようとする事業者は、操業開始日において次に掲げる要件を備えるものとして、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。

- (1) 投下固定資産額が1億円以上であること。
- (2) 対象施設の敷地面積は1ヘクタール以上の規模であること。

- (3) 対象施設の常用雇用者が5人以上であること。
- (4) 法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされ、周辺環境に十分配慮された対象施設であること。
- (5) 市税等を完納していること。

2 前項の指定を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請を受理したときは、これを審査し、適当と認められる事業者を指定するものとする。

4 前項の規定により市長が指定するものの指定期間は、指定の日から第4条第2項に規定する期間の満了する日までとする。

(立地の継続義務)

第7条 前条の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）は、操業を開始する日から起算して10年を経過するまでの間、操業しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消し、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 指定事業者が第6条第1項に該当しなくなったとき。
- (2) 前条に規定する期間内に対象施設の操業を廃止し、又は6か月以上休止している状況にあると認められるとき。
- (3) 偽りその他の不正行為により指定を受けたとき。
- (4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたと市長が認めたとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(地位の承継)

第9条 相続、営業譲渡、合併、分割等の事由により指定事業者の事業者としての地位を承継するものは、当該指定事業者としての地位を承継する。

2 前項の規定により指定事業者の地位を承継したものは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(報告及び調査)

第10条 市長は、指定事業者に対し、この条例の施行に必要な事項について報告を求め、又は職員をして実地に調査をさせることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前にこの条例の規定による指定を受けた事業者については、なお従前の例による。